

# 中小企業・小規模事業者の倒産・廃業の危機を打開する 本格的な支援策を求める意見書(案)

日本共産党前橋市議団

新型コロナウイルス感染症の拡大による経営難と異常円安や原材料などの物価高騰、そして過剰債務という「三重苦」が中小企業・小規模事業者にのしかかっている。

「実質無利子・無担保のコロナ対応融資」の残高は、今年3月末時点で約42兆円にのぼり、国内の中小企業の約3割が過剰債務となって「物価高倒産」や「過剰債務倒産」などが激増する恐れがある。

ところが、政府の現在の中小企業・小規模事業者への支援策は、自己責任・自助努力を前提にした収益力改善や事業再生支援が主な内容であり、中小企業淘汰論の立場をとっていると云わざるを得ない。

もとより、中小企業・小規模事業者は、地域に根をおろし、ものづくりやサービスの需要にこたえ雇用を生み出す、地域経済をになう最も重要な存在である。過剰債務問題も個々の事業者の借入金の問題にとどまらず、地域金融機関の今後の経営をも左右する地域金融全体の問題である。いま重要なことは、中小企業・小規模事業者のかかえる困難を直視し、国と自治体が全面的に支援し、地域経済の立て直しをはかることである。

よって、政府は以下の支援策を実施するよう強く求めるものである。

## 記

- 1 来年10月から導入を予定しているインボイス(適格請求書)制度は、インボイスを発行するために消費税課税業者になることを余儀なくさせられる数百万もの小規模事業者やフリーランスで働く人々に、深刻な負担増をもたらすので中止すること。
- 2 小規模事業者が、新たな資金調達が可能となるように、コロナ対応融資を「別枠債務」にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。また「別枠債務」の返済が可能になった時点でも、その後の事業に支障がない返済計画に金融機関が協力できるよう支援すること。
- 3 政府が金融機関に求めている「事業再生スキーム」を抜本的に改善し、小規模事業者へのサポート体制の強化とともに、債務減免にともなう金融機関の負担軽減のために無税償却の積極活用などを強化すること。
- 4 都道府県、政府系金融機関、地域金融機関、地域中小企業団体などで構成する「地域経済再生給付金」(仮称)を創設し、基準と要件の明確化と透明性を確保したうえで、経営の困難に直面している中小企業・小規模事業者に持続化給付金以上の規模の直接支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。